

公共事業の事業評価書

(林野公共事業の期中の評価)

平成 2 4 年 4 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策											
<p>評価の対象となる事業実施地区の単位を見直し、5年毎に評価の対象となるように再整理した地区を対象として事業評価（期中の評価）を実施した。</p>											
<table border="1" data-bbox="300 394 1251 573"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 394 595 468">区 分</th> <th data-bbox="595 394 1027 468">事 業 名</th> <th data-bbox="1027 394 1251 468">評 価 実 施 地 区 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 468 595 519">独立行政法人事業</td> <td data-bbox="595 468 1027 519">水源林造成事業</td> <td data-bbox="1027 468 1251 519">25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 519 595 573">合計</td> <td data-bbox="595 519 1027 573"></td> <td data-bbox="1027 519 1251 573">25</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数	独立行政法人事業	水源林造成事業	25	合計		25
区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数									
独立行政法人事業	水源林造成事業	25									
合計		25									
2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期											
<p>評価の実施に当たっては、林野庁に設置している学識経験者で構成する水源林造成事業評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。</p> <p>1 評価担当部局 事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁森林整備部整備課において実施した。</p> <p>2 評価実施期間 平成23年4月から平成24年3月まで</p>											
3 政策評価の観点											
<p>本評価においては、地元の意向を聴取するとともに、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、③事業の進捗状況等について評価を行うとともに、これらに基づき必要性、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に行った。</p>											
4 政策効果の把握の手法及びその結果											
<p>政策効果については、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢その他の社会経済情勢の変化、③事業の進捗状況等の評価項目を点検することにより、総合的かつ客観的に把握し、事業の実施方針に反映させた。</p> <p>評価の結果については、「地区別評価結果」（別添1）のとおりである。</p>											

1 政策評価の対象とした政策											
<p>評価の対象となる事業実施地区の単位を見直し、5年毎に評価の対象となるように再整理した地区を対象として事業評価（期中の評価）を実施した。</p>											
<table border="1" data-bbox="300 394 1251 573"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 394 595 468">区 分</th> <th data-bbox="595 394 1027 468">事 業 名</th> <th data-bbox="1027 394 1251 468">評 価 実 施 地 区 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 468 595 519">独立行政法人事業</td> <td data-bbox="595 468 1027 519">水源林造成事業</td> <td data-bbox="1027 468 1251 519">25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 519 595 573">合計</td> <td data-bbox="595 519 1027 573"></td> <td data-bbox="1027 519 1251 573">25</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数	独立行政法人事業	水源林造成事業	25	合計		25
区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数									
独立行政法人事業	水源林造成事業	25									
合計		25									
2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期											
<p>評価の実施に当たっては、林野庁に設置している学識経験者で構成する水源林造成事業評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。</p> <p>1 評価担当部局 事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁森林整備部整備課において実施した。</p> <p>2 評価実施期間 平成23年4月から平成24年3月まで</p>											
3 政策評価の観点											
<p>本評価においては、地元の意向を聴取するとともに、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、③事業の進捗状況等について評価を行うとともに、これらに基づき必要性、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に行った。</p>											
4 政策効果の把握の手法及びその結果											
<p>政策効果については、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢その他の社会経済情勢の変化、③事業の進捗状況等の評価項目を点検することにより、総合的かつ客観的に把握し、事業の実施方針に反映させた。</p> <p>評価の結果については、「地区別評価結果」（別添1）のとおりである。</p>											

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- 1 平成24年2月に林野庁において、学識経験者で構成する水源林造成事業評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。
同検討委員会での意見の概要は以下のとおりである。
 - ・期中の評価実施地区の評価結果の案について、費用対効果分析にかかる効果算定、環境面等の技術的・専門的な分析結果は妥当である。
- 2 水源林造成事業評価技術検討会の委員構成は、(別添2)のとおりである。

6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」(別添1)であり、林野庁ホームページで公表することとしている。なお、その他の資料についての問合せ先は、「問合せ先一覧表」(別添3)のとおりである。

評価の対象とした事業実施地区については、従前の地方整備局単位から、広域流域(「森林法」(昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号)第4条に定める全国森林計画を策定する区域)単位に見直しをしたことから、事業実施地区名や内容が変更となっている。

水源林造成事業評価技術検討会における資料等については、林野庁ホームページで公表することとしている。(http://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/suigenrin/kentou.html)

7 政策評価の結果

対象となる25地区の評価を実施したところ、すべての地区で引き続き現計画で事業を推進することとなった。

各事業実施地区ごとの評価結果は、「地区別評価結果」(別添1)のとおりである。